

●「手話・障がい者コミュニケーション検討委員会」の設置について

札幌市では、情報取得やコミュニケーションに困難を抱える方が等しく社会参加ができる環境を整備・促進することを目的として、「(仮称)札幌市手話・障がい者コミュニケーション促進条例」の制定等について検討します。

検討に当たっては、情報取得やコミュニケーションに困難な障がいがある当事者や学識経験者などで構成する「手話・障がい者コミュニケーション検討委員会」を設置し、1回目の会議を1月27日に開催します。

札幌市は今後も、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための取り組みを進めていきます。

1 「札幌市手話・障がい者コミュニケーション検討委員会」について

(1) 設置目的

手話を含む言語、点字、絵文字など、障がいの程度・特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用いた情報提供を推進する「(仮称)札幌市手話・障がい者コミュニケーション促進条例」の制定や、同手段を利用しやすい環境を整備するための施策等について意見交換を行うために設置。

(2) 構成等

情報の取得やコミュニケーションに困難な障がいがある当事者および支援者や学識経験者など13人で構成(別紙就任予定者名簿のとおり)。

なお、当事者委員の障がい特性に応じ、手話通訳および要約筆記の配置、点字または拡大文字使用資料やヒアリングループ(磁気ループ)の設置などを行う。

(3) 開催時期

概ね2ヶ月ごとに計5回程度開催予定。

(4) 検討スケジュール(予定)

1月～9月	検討委員会による意見交換等
10月～11月	パブリックコメントの実施
平成29年2月～3月	条例案を平成29年第1回定例市議会に提出
平成29年4月1日	条例の施行

2 第1回手話・障がい者コミュニケーション検討委員会の開催について

(1) 日時

1月27日(水) 14:00～17:00

(2) 場所

視聴覚障がい者情報センター2階「大会議室」(中央区大通西19丁目)

(3) 議題

① 事務局説明

- ・検討の背景等について
- ・札幌市の現状と課題について

- ② 各委員から
 - ・手話言語について
 - ・その他のコミュニケーションについて
- ③ 質疑応答、意見交換等

3 「(仮称)手話・障がい者コミュニケーション促進条例」のイメージ(札幌市素案)
別紙「『(仮称)札幌市手話障がい者コミュニケーション促進条例』の検討について」
のとおり。

問い合わせ先

保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 唐嶋田(からしまだ)、松下
電話:211-2936 ファクス:218-5181

手話・障がい者コミュニケーション検討委員会 就任予定者名簿（50音順）

所 属 等		氏 名
札幌市身体障害者福祉協会	会長	浅香 博文
北海道自閉症協会	会長	上田 マリ子
札幌市中途失聴・難聴者協会	会長	扇谷 明美
札幌手話通訳問題研究会	副運営委員長	太田 利実
札幌市視覚障害者福祉協会	会長	近藤 久江
札幌聴覚障害者協会	理事長	渋谷 雄幸
札幌市精神障害者家族連合会	会長	菅原 悦子
札幌盲ろう者福祉協会	会長	富樫 眞弓
北海学園大学 法学部	講師	中條 美和
札幌市手をつなぐ育成会	会長	奈須野 益
日本ALS協会北海道支部	支部長	深瀬 和文
札幌学院大学 人文学部	准教授	松川 敏道
点訳奉仕 むつの会	代表	山本 清子

「(仮称)札幌市手話・障がい者コミュニケーション促進条例」の検討について

1 「(仮称)手話・障がい者コミュニケーション促進条例」の必要性

(1) 「障害者の権利に関する条約」の批准と障がい者福祉に関する各法の整備

- 「障害者の権利に関する条約(平成26年1月批准)」、「障害者基本法(昭和45年5月施行、平成23年8月改正)」
 - ・ 手話が言語であると明文化
 - ・ 全ての障がい者が情報の取得又は利用のための手段及び意思疎通(コミュニケーション)のための手段についての選択の機会が確保されるための適切な措置をとること
- 障害者総合支援法(平成24年6月制定、平成25年4月施行)
 - 「意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること。」が市町村等の責務として明記
- 障害者差別解消法(平成25年6月制定、一部の附則を除き平成28年4月施行)
 - 「行政機関等は、障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

(2) 全国の各自治体で手話の普及や理解の促進を図るための条例を制定する動きが活発化 3県29市町村で成立(平成28年1月1日現在)

(3) 札幌市議会でも意見書を可決し、国に要望

- 平成25年11月『「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書』を可決
- 平成26年3月『「情報・コミュニケーション法(仮称)」の早期制定等を求める意見書』を可決

2 「(仮称)手話・障がい者コミュニケーション促進条例」のイメージ(札幌市素案)

- 「(仮称)手話・障がい者コミュニケーション促進条例」は「手話言語条例」を含む概念
- ろう(あ)者だけでなく情報の取得やコミュニケーションに困難な障がいがある市民全般を対象
- 手話を含む言語、文字の表示、点字、絵文字、平易な表現など多様なコミュニケーション手段で情報提供することを推進

◎ 条例の趣旨・目的(案)

情報取得やコミュニケーションに困難を抱える方が等しく社会参加ができる社会環境を整備・促進

- ① 多様な情報・コミュニケーションによる共生社会の実現
- ② 手話の普及及び理解促進
- ③ (障がいがある方の)情報取得及びコミュニケーションの支援・促進